

2025年3月19日 全19頁

「103万円の壁」与党修正案の 家計とマクロ経済への影響試算（第5版）

所得税の課税最低限を160万円まで引き上げる与党修正案を分析

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟
研究員 平石 隆太
経済調査部 エコノミスト 山口 茜

[要約]

- 2025年3月4日、衆議院にて2025年度税制改正法案が修正を経て賛成多数で可決された。修正後の法案（以下、与党修正案）は年度内に参議院で可決・成立する見通しだ。本レポートは与党修正案における「103万円の壁」への対応につき解説する。
- 税法上の「103万円」には、所得税の課税最低限としての103万円と、学生や「配偶者手当のある世帯の被扶養配偶者」において扶養の範囲で働ける上限年収としての103万円という2つの意味がある。国民民主党は、これらの大幅な引上げにより、①経済対策、②ブラケットクリープへの対応、③生存権の確保（所得が最低生活費に近い者に課税しないこと）、④働き控えの解消、の4つの政策実現を目指していた。与党修正案は、国民民主党が主張した4つの政策を財政規律上許す範囲で取り込んだものといえる。
- 本レポートにて、与党修正案の実施によるマクロ経済への影響を試算した。その結果、71万人（学生61万人、被扶養配偶者10万人）が労働時間を延ばすことで、雇用者報酬は年0.1兆円、減税効果と合わせて個人消費は年0.9兆円増加するとみられる。

[目次]

1. 国民民主党が示した4つの政策目的への与党の対応	…… 2ページ
2. 与党修正案で「103万円の壁」はどう変わるか	…… 5ページ
3. 与党修正案の家計への影響試算	…… 6ページ
4. 与党修正案のマクロ経済への影響試算	…… 9ページ
5. おわりに～抜本的な所得税改革に向けて	……12ページ
補論1. 現行制度の補足解説	……13ページ
補論2. 与党修正案の補足解説	……15ページ

※本レポートは、是枝俊悟・平石隆太・山口茜「『103万円の壁』与党修正案の家計とマクロ経済への影響試算（第4版）」（大和総研レポート、2025年1月21日）の改訂版である。

1. 国民民主党が示した4つの政策目的への与党の対応

年末からの動きと法案成立までの見通し

いわゆる「年収103万円の壁」への対応については、2024年の衆議院選挙で自由民主党（自民党）・公明党の与党の議席数が過半数割れしたことをきっかけに、与党と国民民主党の間で協議が始まった。しかし、例年、与党の税制改正大綱（以下、大綱）が発表される年末においても3党が合意に至らず、与党案（課税最低限を123万円とする案）が記載され大綱は公表された¹。同年12月20日には、3党の幹事長協議で税制改正について引き続き協議することで合意したため、年明けの通常国会でも議論が続くことになった。

2025年2月4日には、大綱で示された与党案をもとにした2025年度税制改正法案が内閣より衆議院に提出され、法案の審議に合わせて、3党は協議を再開した。協議の過程で自民党と公明党から具体的な修正案が提案され、与党は公明党案（課税最低限を160万円とする案）で意見がまとまったが、国民民主党との合意は得られなかった。

しかし、与党と日本維新の会との間で別途行われていた高校無償化等を含む2025年度予算案の協議がまとまり、2025年度税制改正法案も日本維新の会からの賛成が得られることとなった。

内閣提出の2025年度税制改正法案は、公明党案に沿って修正された上で、2025年3月4日に衆議院にて自民党・公明党・日本維新の会等の賛成多数で可決され、参議院に送付された（以下、修正可決された2025年度税制改正法案を「与党修正案」とする）。参議院では与党が過半数を占めるため、年度内に与党修正案が参議院で可決・成立する見通しである。

「103万円」が持つ2つの意味と国民民主党が示した4つの政策目的

そもそも、税法上の「103万円」には、所得税の課税最低限としての103万円と、学生や「配偶者手当のある世帯の被扶養配偶者」において扶養の範囲で働ける上限年収としての103万円という2つの意味がある。

図表1は、国民民主党が国会に提出した「103万円の壁」法案²である。この法案から、2つの意味を持つ「103万円」を大幅に引き上げることで、①物価上昇に対応した経済対策、②ブラケットクリープ（名目賃金上昇率以上に所得税の負担が上昇すること）への対応、③生存権の確保（最低生活費に近い所得の者に課税しないこと）、④税制がもたらす働き控えを解消すること、の4つの政策の実現を目指す国民民主党の意図が読み取れる。

これらのうち、④は学生が扶養の範囲で働ける上限年収としての103万円を引き上げることで解決でき、税収の減少も僅かであるため、2024年末までに与党案に取り込まれた（なお、被扶養配偶者の働き控えは、主に社会保険料負担や企業が従業員に支給する配偶者手当によって

¹ 大綱で公表された内容については、平石隆太「[2025年度税制改正解説](#)」（大和総研レポート、2025年1月6日）、是枝俊悟・平石隆太・山口茜「[『103万円の壁』与党改正案の家計とマクロ経済への影響試算（第4版）](#)」（大和総研レポート、2025年1月21日）を参照。

² 正式名称は、「賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案」。

生じており、税制そのものによって生じているわけではない。

一方、①～③については、所得税の課税最低限としての 103 万円を引き上げることで解決できる。ただし、国民民主党の主張通り、所得税・住民税とも基礎控除を 75 万円引き上げることでこれらを実現しようとする、国・地方合わせて年間 7.3 兆円程度（大和総研試算）の減収となる。

このため、与党としては財政規律の維持のため国民民主党案をそのまま採用することはできず、折り合える改正案を与野党協議で模索することとなった。

図表 1：国民民主党が国会に提出した「103 万円の壁」法案

第一条 この法律は、①物価が上昇し、日常生活を営むのに必要な費用が増加している現下の経済状況において、②名目賃金の水準の上昇に伴うその上昇率を上回る率の国民の所得税の負担の増加及び④現行の所得税制度がもたらす国民の就労の抑制（以下「賃金上昇を上回る所得税の負担増加等」という。）が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしていること等に鑑み、③健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障に資する観点から、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置について定めるものとする。

(注) 赤字、下線、および丸数字の付記は筆者によるもの。

(出所) 衆議院ウェブサイト

与党修正案は、国民民主党の示した 4 つの政策目的に沿ったもの

図表 2 は、国民民主党が主張した 4 つの政策目的に対し、与党が 2024 年 12 月の大綱および 2025 年 3 月の与党修正案でどのように対応しようとしたのかを整理したものである。

図表 2：国民民主党が提示した 4 つの政策目的と与党案の関係

国民民主党が提示した政策目的	目的の達成方法	2024年12月の大綱での与党案 (所得税の課税最低限123万円)		2025年3月の与党修正案 (所得税の課税最低限160万円)	
		達成度	内容	達成度	内容
① 経済対策	7.3兆円規模の減税を実施すること自体が目的	✖	減税規模は0.7兆円	▲	減税規模を1.3兆円に拡大
② ブラケットクリップへの対応	物価上昇率または名目賃金上昇率並みに課税最低限やブラケット（各税率が適用される所得幅）を引き上げて税負担率を元に戻す	○	概ね物価上昇率や名目賃金上昇率に見合った税負担の調整を行うもの	○	大綱と同じ
③ 最低生活費に近い所得の者への課税	最低生活費に近い所得の者を所得税・住民税非課税とする	✖	都市部の単身世帯では所得税の課税最低限が最低生活費（約160万円）を下回る	▲	所得税の課税最低限を都市部の単身世帯の最低生活費程度に設定（住民税では最低生活費に課税される者が残る）
④ 税制がもたらす働き控えの解消	学生への扶養控除につき、学生が得られる所得の範囲で減らないようにするか、所得に応じて通減する仕組みをつくる	○	左記の仕組みを導入し、目的達成	○	大綱と同じ

(注) 達成度は、税制改正案の各政策目的に対する達成度を示すものである（各施策そのものの妥当性の評価ではない）。

○…政策目的をほぼ達成、▲…政策目的を一定程度達成、✖…政策目的を達成できず

(出所) 法案、大綱をもとに大和総研作成

2024年12月の大綱で示された与党案では、上記②ブラケットクリープへの対応と④税制がもたらす働き控えの解消については十分に措置されていた。

大綱の与党案は、課税最低限を103万円から123万円（基礎控除+10万円、給与所得控除の最低保障額+10万円）へと約20%引き上げるものであった。1995年から2024年までのCPI総合の上昇率は約13%であるため、物価上昇率相当の引上げは実現している³。

さらに与党案では、学生（19歳以上23歳未満）の扶養者（主に親）が受けられる特定扶養控除の上限年収が150万円に引き上げられる。国民健康保険料の負担が生じるいわゆる「年収130万円の壁」についても、厚生労働省は学生について基準を150万円に引き上げる方針を示している⁴。税制・社会保険の両方の改正により、学生が年収150万円まで働くことへの制度上の障害は取り除かれる。これにより、「税制がもたらす働き控えの解消」については、達成されたと評価してよいだろう。

2025年3月の与党修正案では、これらに加えて、①経済対策としての減税と、③最低生活費に近い所得の者に課税しないことについても部分的な対応策が示された。

与党修正案では、後述する通り、ほとんどの納税者は1人あたり年間2万円以上減税される。2024年の定額減税は「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置」として、所得税と住民税の合計で1人あたり4万円を減税する経済対策であった⁵。これに対して、2025年の与党修正案による減税は、物価上昇が継続する中で経済対策としての必要性を踏まえつつ、財源などとのバランスを考慮して減税規模を小幅な拡大（0.7兆円程度⇒1.3兆円程度）にとどめたとみられる。

生活保護制度が保障する最低生活費は、世帯を単位に地域、世帯構成、年齢などによって定められている。その1人あたりの金額は、（病気や障害などに伴う個別の加算などを除けば）都心部に住む単身世帯で最も高くなり、年間160万円程度となる⁶。与党修正案では、所得税の課税最低限を160万円に設定することにより、1人あたりの最低生活費が最も高い「都心部に住む単身世帯」においても最低生活費程度の所得であれば所得税が課税されなくなる⁷。

³ ただし、住民税の課税最低限は100万円から110万円への引上げにとどまり、物価上昇率よりやや低い。

⁴ 2025年2月25日付日本経済新聞朝刊3面を参照。2025年1月29日に厚生労働省が自民党の年金委員会に提示した資料等に、厚生労働省の改正方針が示されている。

⁵ 神田慶司・山口茜・是枝俊悟・平石隆太「[定額減税は所得下支え効果が大きいものの経済効果は0.2～0.5兆円程度か](#)」（大和総研レポート、2024年6月14日）を参照。2025年の減税は納税者本人のみを対象としているが、2024年の定額減税は納税者本人だけでなく被扶養者についても1人あたり4万円の減税が行われ、非課税世帯への給付も行われた点で異なる。

⁶ 厚生労働省および東京都資料をもとに大和総研試算。生活扶助、住宅扶助（最高額）、冬季加算、期末一時扶助の合計。

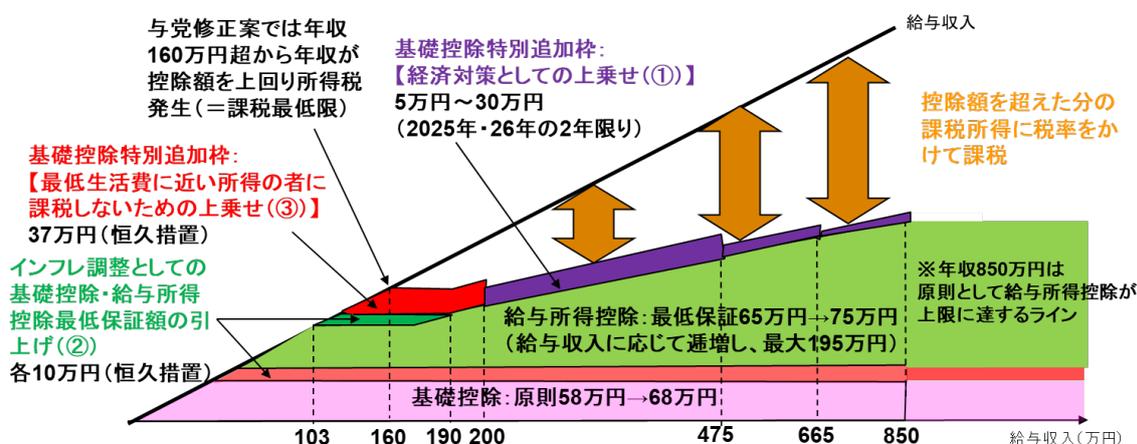
⁷ ただし、住民税の課税最低限は110万円にとどまる。

2. 与党修正案で「103万円の壁」はどう変わるか

課税最低限の「103万円」は3つの目的で引き上げられる

前掲図表1、2で示した通り、課税最低限の「103万円」を引き上げる目的は、①経済対策、②ブラケットクリープへの対応、③最低生活費に近い所得の者に課税しないこと、の3つである。前述の通り、②については大綱で十分に措置されたが、①と③については与党修正案で追加的に措置された。図表3は与党修正案で追加措置による控除額上乘せのイメージである。

図表3：与党修正案による所得税の控除額上乘せのイメージ



(注) 図表中の①～③は前掲図表1及び図表2と対応している。所得控除は基礎控除のみを考慮した。

(出所) 法令、法案、大綱より大和総研作成

③最低生活費に近い所得の者に課税しないことへの対応としては、年収200万円以下を対象に基礎控除を37万円上乘せし、恒久措置とする(図表3中の赤色部分)。大綱で示された引上げと合計すると、基礎控除47万円、給与所得控除の最低保障額10万円が上乘せされるため、課税最低限が160万円となる。

①経済対策への対応としては、年収200万円～850万円を対象に、2025年と2026年の2年限りの措置として基礎控除の上乘せが実施される。上乘せ額は、年収200万円～475万円は30万円、年収475万円～665万円は10万円、年収665万円～850万円は5万円である。この控除額の刻みが変わる年収は、所得控除の状況にもよるが、おおよそ限界税率が上がる年収に合わせている。

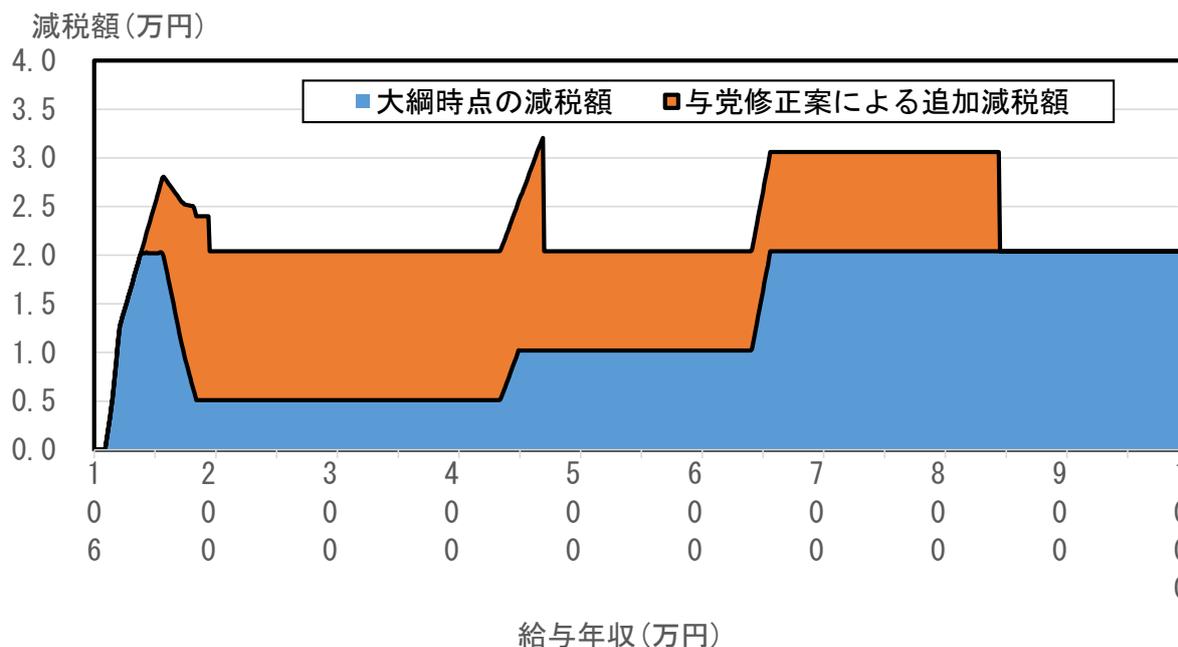
所得控除額の引上げ幅だけを見ると、凹凸の多い歪な制度のように見えるが、「所得控除の増加額×限界税率=減税額」となるため、限界税率が上がるにつれ所得控除の増加額を抑えることで、各納税者の減税額がおおよそ2万円になるように設計されている。

3. 与党修正案の家計への影響試算

年収によらず1人2万円の定額減税に近い形に

図表4は、与党修正案による、年収1,000万円以下の者の年間減税額の試算結果をグラフにしたものである。

図表4：与党修正案による家計減税額の試算結果（年収1,000万円以下）



(注) 雇用保険、厚生年金、健康保険（協会けんぽ・保険料率は全国平均）に加入し、所得控除の適用は基礎控除と社会保険料控除のみ（すなわち、税制上の扶養親族等はいない）と仮定した。社会保険に加入する年収106万円より、1万円刻みで計算している。

(出所) 法令、法案、大綱より大和総研作成

図表4を見ると、大綱時点では、年収200万円～650万円程度の者への減税額が年0.5万円～1.0万円にとどまる。また、前後の所得層と比べた減税額が小さくなり、いわば谷間のようになっていたことがわかる。

与党修正案では、基礎控除の上乗せを行うことで、年収200万円～650万円程度の者も2万円以上が減税されるように「谷間」が埋まり、1人2万円の定額減税に近い形になった。概ね、所得税率の限界税率が上がる年収で所得控除の上げ幅を縮小することで、「所得控除の増加額×限界税率＝減税額」を2万円以上に保つように設計されている。

ただし、所得控除の引き上げ額は「年収」（正確には給与所得控除後の所得）で決まるのに対し、税率は各種所得控除後の「課税所得」に対して適用されるため、所得控除額の上げ幅が縮小する年収と税率が上がる年収は厳密には一致しない。このため、与党修正案でも多少の凹凸は残っている。

図表 5 は、与党修正案による年間減税額について、年収 1,000 万円超を含めたより幅広い年収層で試算した結果である。

図表 5：与党修正案による家計の年間減税額の試算結果（単位：万円）

年収	150	200	300	400	500	600	800	1000	1500	2500	3000
所得税	1.3 (0.3)	2.4 (1.9)	2.0 (1.5)	2.0 (1.5)	2.0 (1.0)	2.0 (1.0)	3.0 (1.0)	2.0	3.4	4.1	0.0
住民税	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	2.3 (0.3)	2.4 (1.9)	2.0 (1.5)	2.0 (1.5)	2.0 (1.0)	2.0 (1.0)	3.0 (1.0)	2.0	3.4	4.1	0.0

(注) カッコ内は与党修正案による大綱時点からの上乗せ額（内数）。雇用保険、厚生年金、健康保険（協会けんぽ・保険料率は全国平均）に加入し、所得控除の適用は基礎控除と社会保険料控除のみ（すなわち、税制上の扶養親族等はいない）と仮定した。

(出所) 法令、法案、大綱より大和総研作成

年収 850 万円超の者は（後述する年収 2,545 万円超の者を除き）、与党修正案による上乗せは行われず、大綱時点の基礎控除 10 万円引上げによる影響のみを受けるため、10 万円に適用税率（5%～40%⁸）を乗じた金額が減税額となる。年収 850 万円超であれば、限界税率が 20%以上となるため、2 万円以上（=10 万円×20%以上）が減税される。

与党修正案では合計所得金額 2,350 万円（給与収入換算で原則 2,545 万円）超の者は基礎控除引上げの対象外としており、年収 3,000 万円の者の減税額はゼロである。

学生アルバイトの就業調整問題はほぼ解消

図表 6 では、学生のアルバイト収入と世帯の手取りの関係を示している。

現行制度では、被扶養者である学生の収入が 103 万円を超えると親の特定扶養控除額がゼロになるため、世帯全体の手取りが急減する。さらに学生の収入が 130 万円を超えると学生本人の国民健康保険料負担が生じるため、再び世帯の手取りが減少する。大綱では、親の控除額は学生の年収が 150 万円に達するまで減少せず、年収 150 万円から 188 万円にかけて控除額が逡減することとしているため、世帯の手取りも階段状になり、大きな減少は生じなくなる（与党修正案でも同じ）⁹。

また現行制度では、年収 130 万円を超えると学生本人に社会保険料負担が生じ、手取りが急減する「130 万円の壁」がある。厚生労働省はその学生につき年収 150 万円まで社会保険料負担が発生しないように改正する方針である。

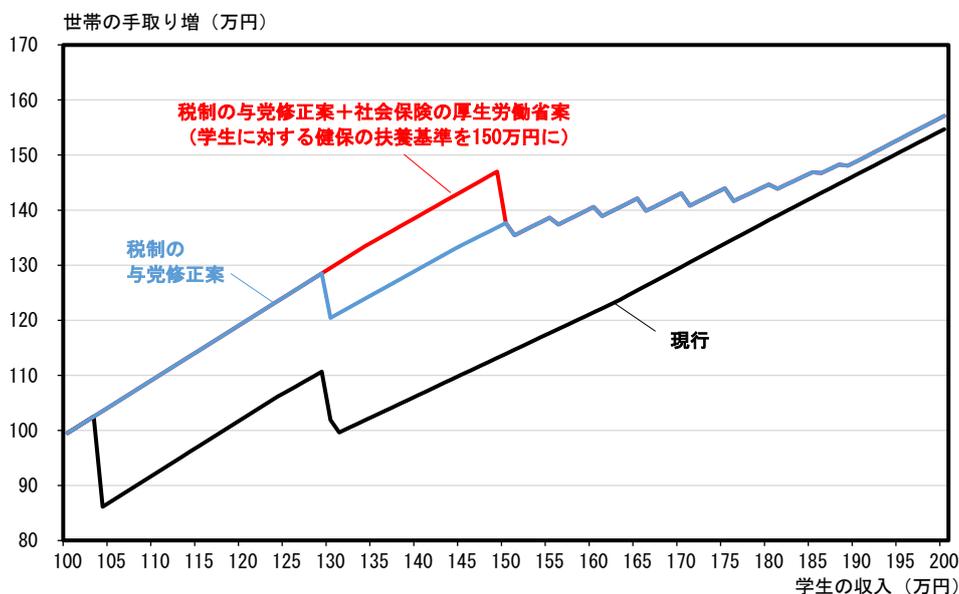
税制の与党修正案と社会保険の厚生労働省案による改正後も、年収 150 万円を境に世帯の手取りが急減する「150 万円の壁」は残る。だが、年収 150 万円は、学生が希望するアルバイト収

⁸ 正確には復興特別所得税込みで 5.105%～40.84%である。

⁹ もっとも、勤労学生控除に逡減段階がなかったり、配偶者特別控除と比べて所得控除額の減り方が急であったりするため、収入が増えたことで手取りが僅かに減少するケースは残る。

入の上限に近い水準¹⁰と考えられるため、改正後に年収 150 万円を意識して就業調整を行う学生は少ないとみられる。

図表 6 : 学生のアルバイト収入と世帯の手取りの関係



(注) 学生を扶養する親の年収を 800 万円 (限界所得税率 20%) とし、学生の給与と収入が 0 円であった場合と比較した世帯の手取り増を示した。国民健康保険料は東京都江東区の水準を用いた。

(出所) 法令、法案、大綱をもとに大和総研作成

「家族手当あり」世帯の被扶養配偶者には、社会保険加入のハードルを下げる効果も

与党修正案は配偶者控除の適用上限の収入を 103 万円から 123 万円に引き上げるものとなっている。これにより、配偶者控除の適用を条件に「配偶者手当」を支給している企業では、特に給与規定等を改定しなければ、配偶者手当の支給基準も 103 万円から 123 万円にスライドすることになると考えられる (詳細は補論 2. 参照)。

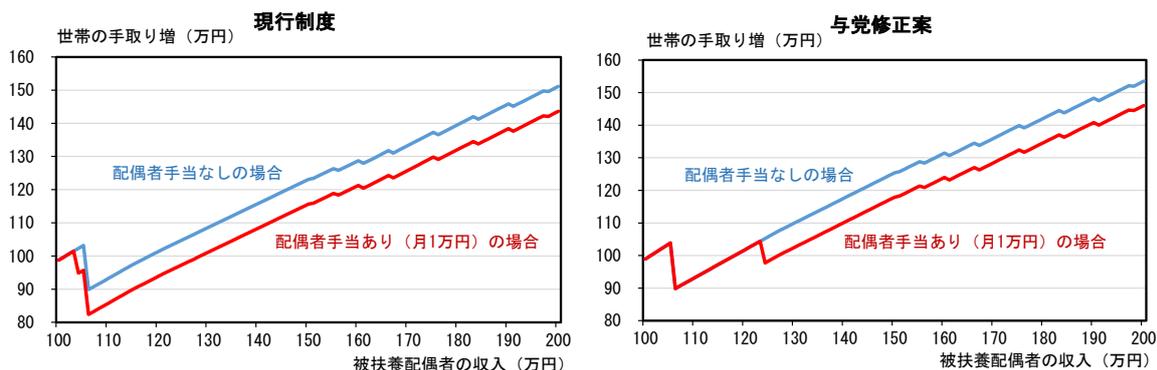
図表 7 は、現行制度および与党修正案において、被扶養配偶者が給与収入を得た場合の世帯の手取りの変化を試算したものである。配偶者手当がある場合は、配偶者控除の対象となることを条件に月 1 万円が支給されるものと仮定した¹¹。

配偶者手当がない場合、社会保険の加入 (年収 106 万円相当以上) を機に手取りが大きく減少する。年収 106 万円を超える場合、年収 105 万円のと同等以上の手取りを確保するためには、年収 123 万円以上を得なければならない。この点は、現行制度でも与党修正案でも変わらない。

¹⁰ 株式会社マイナビ「大学生のアルバイト調査 (2024 年)」が、アルバイトを行う大学生に行った調査によると、年収 150 万円を上回る可能性のある「月 11 万円以上 (月 11~14 万円、15 万円以上の合計)」のアルバイト収入を希望する学生は全体の 7.3%であった。

¹¹ 東京都産業労働局「中小企業の賃金事情 (令和 5 年版)」によると、家族別に異なる家族手当の支給がある企業における配偶者への家族手当の平均額は 10,914 円である。

図表 7：被扶養配偶者の収入と世帯の手取りの関係



(注) 配偶者を扶養する者の年収を 800 万円（限界所得税率 20%）とし、被扶養配偶者の給与収入が 0 円であった場合と比較した世帯の手取りの増加額を示した。被扶養配偶者の給与収入が 106 万円以上となる場合、厚生年金および健康保険（協会けんぽ・保険料率は全国平均）に加入し、配偶者手当ありの場合は税制上の配偶者控除の対象になることを条件に月 1 万円の手当が支給されると仮定した。

(出所) 法令、法案、大綱をもとに大和総研作成

配偶者手当がある場合、現行制度では、年収 103 万円から 106 万円にかけて、配偶者手当の消失（年収 103 万円超）と社会保険の加入（年収 106 万円相当以上）により、手取りが急減する。年収 103 万円のときと同等以上の手取りを確保するためには、年収 131 万円以上を得なければならない。

一方、与党修正案では、社会保険の加入（年収 106 万円相当以上）により手取りが減少した後もしばらく配偶者手当の支給が続くことで、年収 121～123 万円の範囲で年収 103 万円のときと同等以上の手取りが確保される（それを超えて配偶者手当が消失すると、年収 103 万円のときと同等以上の手取りを得るには年収 129 万円以上を得る必要がある）。

すなわち、与党修正案が実施されれば、年収 103 万円以下までで就業調整をしている被扶養配偶者が、手取りを減らさない範囲で労働時間を増やそうとしたときに必要となる年収が 131 万円から 121 万円に下がることとなり、社会保険加入のハードルが低くなる効果がある。

4. 与党修正案のマクロ経済への影響試算

与党修正案の減収額は 1.3 兆円と小幅に拡大

図表 8 は、政府試算による「103 万円の壁」関連改正の与党案による財政減収見込み額である。大綱時点では 0.7 兆円規模の減税であったが、追加修正により 0.6 兆円が追加され、計 1.3 兆円規模となった。

2025 年 1 月 21 日に発表した本レポートシリーズの第 4 版¹²で想定していた減税規模は 1.0 兆円程度であった。与党修正案はこれからやや上振れする結果となった。

¹² 是枝俊悟・平石隆太・山口茜『『103 万円の壁』与党改正案の家計とマクロ経済への影響試算（第 4 版）』（大和総研レポート、2025 年 1 月 21 日）を参照。

図表 8: 与党修正案による「103 万円の壁」関連改正の平年度減収見込み額（単位：億円）

	所得税	住民税	計
基礎控除の改正	11,660 (うち追加分 6,210)	0	11,660 (うち追加分 6,210)
給与所得控除の改正等	280	700	980
特定扶養控除の改正	100	50	150
計	12,040 (うち追加分 6,210)	750	12,790 (うち追加分 6,210)

(出所) 財務省「令和 7 年度税制改正の大綱」(2024 年 12 月 27 日閣議決定) および令和 7 年度予算修正案より大和総研作成

71 万人が労働時間を増やすことで雇用者報酬は年 1,370 億円増加

大和総研では、税制および社会保険制度の改正で 71 万人が労働時間を増加させると見込んでいる。その結果、マクロの労働時間は年 0.9 億時間、雇用者報酬は年 1,370 億円増加すると試算される。

税制および社会保険制度の改正は、特定扶養控除を理由に年収 103 万円までで就業調整している学生につき年収 150 万円まで働くことを可能とし、配偶者手当を理由に年収 103 万円までで就業調整をしている被扶養配偶者につき年収 123 万円まで働く機会を与えるものとなる。

学生については、総務省「令和 4 年就業構造基本調査」において「就業調整をしている」と回答した 15~24 歳（配偶者なし）が 61 万人だったことを踏まえ、制度改正により同規模の学生が就業を拡大すると想定した。

これまでの大和総研の想定（第 4 版レポート）では、就業調整をもたらす壁が 103 万円から 130 万円まで移動することで、学生はその差分（27 万円）を得るように労働時間を延ばすと想定していた。しかし、現在 103 万円の壁を意識して就業調整を行っている学生であっても、必ずしも 130 万円や 150 万円まで就業を希望するとは限らない。

そこで、今回のレポートでは、株式会社マイナビ「大学生のアルバイト調査（2024 年）」をもとに、アルバイトを行っている大学生の現在および希望の収入分布に基づいて、就業調整をもたらす壁が 103 万円から 150 万円に移動した場合に見込まれる労働時間の増加につき精緻な試算を行った¹³。その結果、学生の労働時間の増加分を 1 人あたり 139 時間/年に見直したことで（第 4 版レポート時対比で月間▲5 時間程度）、雇用者報酬の増加額の試算値は 1,170 億円となった（第 4 版レポート時は 1,640 億円）。

被扶養配偶者については、週 20 時間未満で働く女性の第 3 号被保険者のうち「年収の壁」が

¹³ この調査では就業調整の有無に関しては調査していない。ここでは、現在の月収が 6~10 万円の学生を、就業調整をしている者とみなした。希望する月収が 11 万円以上の学生の割合と、現在の月収が 11 万円以上の学生の割合の差分が、改正後年収 150 万円まで就業を拡大する学生の割合と想定した。そして、それ以外の就業調整をしている学生は年収 120 万円まで就業を拡大すると想定した。

なくなった場合に週 20 時間以上の就業を選択すると見込まれる 101 万人¹⁴に、配偶者手当の支給企業割合の 2 割と、第 3 号被保険者が社会保険加入機会を与えられた際に社会保険に加入した割合の 5 割¹⁵を乗じて、10 万人の就業が拡大すると想定した。これによる雇用者報酬の増加額は 200 億円程度と試算される。

図表 9: 与党修正案の「103 万円の壁」関連改正による労働供給への影響試算（年間）

	労働時間を増やす人数	労働時間の増加		雇用者報酬の増加	
		1人あたり	全国	1人あたり	全国
学生	61 万人	139 時間	0.8 億時間	19 万円	1,170 億円
被扶養配偶者	10 万人	144 時間	0.1 億時間	20 万円	200 億円
計	71 万人	-	0.9 億時間	-	1,370 億円

(注) 労働単価は 2023 年の正社員以外のパートタイム労働者の平均時給 1,392 円を用いた。その他の算出の根拠は本文および脚注を参照。

(出所) 総務省、厚生労働省、株式会社マイナビ「大学生のアルバイト調査（2024 年）」より大和総研作成

個人消費は年 0.9 兆円増加

税制および社会保険制度の改正による個人消費の増加は年 8,900 億円程度と見込んでいる。こちらは、第 4 版レポート時の大和総研想定年 7,470 億円より上方修正している（主に、減税規模の上振れによる修正）。

減税や給付金による消費喚起効果の試算には限界消費性向を用いることが一般的だが、今回は減税分の大部分が恒久減税措置であるため平均消費性向を用いた。

図表 10: 与党修正案による「103 万円の壁」関連改正による所得と消費への影響（年間）

	可処分所得の増加	平均消費性向	個人消費の増加
学生	1,320 億円	0.8	1,060 億円
被扶養配偶者	-	-	-
一般納税者	12,640 億円	0.62	7,840 億円
計	13,960 億円	-	8,900 億円

(注 1) 学生の可処分所得の増加は、特定扶養控除の改正による減収見込み額（150 億円）と雇用者報酬の増加（1,170 億円）の合計である。被扶養配偶者は、雇用者報酬分のほぼすべてが社会保険料増となり可処分所得および個人消費の増加は見込んでいない。

(注 2) 学生の平均消費性向は、全国大学生生活協同組合連合会「学生生活実態調査」における生活費データの 2024 年の平均消費性向 0.8 を、一般納税者（学生と被扶養配偶者以外の納税者）は総務省「家計調査」における勤労者世帯（総世帯ベース）の 2024 年の平均消費性向 0.62 を適用した。

(出所) 総務省、厚生労働省、全国大学生生活協同組合連合会、株式会社マイナビ「大学生のアルバイト調査（2024 年）」より大和総研作成

¹⁴ 詳細は、是枝俊悟「『収入の壁』レポート② 第 3 号被保険者見直し後の受け皿としての『1.5 号/2.5 号被保険者制度』創設の提案」（大和総研レポート、2023 年 8 月 25 日）を参照。

¹⁵ 独立行政法人 労働政策研究・研修機構「調査シリーズ No. 243『社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査』（企業郵送調査）及び『働き方に関するアンケート調査』（労働者 Web 調査）結果」（2024 年 6 月）による。

5. おわりに～抜本的な所得税改革に向けて

2025年3月4日に、衆議院財務金融委員会で修正後の税制改正法案が可決された際、「物価の高騰に賃金が追いつかない状況下、所得格差と資産格差も拡大しており、最低限の生活保障、税負担の公平性確保や再分配機能を強化する観点から所得税の人的控除等や課税の在り方について検討を行い、その結果をもって必要な改革を実行するよう努めること」が附帯決議の1つとして定められ、近年中の抜本的な所得税改革を政府に求めている。

「最低限の生活保障」については、与党修正案で一定の配慮がなされたが、これが最適なのかを再考する必要がある。与党修正案により、所得税の課税最低限は年160万円、住民税のそれは最高でも同110万円と、50万円以上乖離することとなった。真に年160万円が最低生活費として必要であるならば、住民税の課税最低限も同水準まで引き上げるべきだ。

一方、所得税の課税最低限の年160万円は、「都心部に住む単身世帯」という（病気や障害などの個別の状況を除けば）1人あたりの最低生活費が最も高いケースに相当する水準であり、地域や世帯構成によっては過大ともいえる。

また、課税最低限の水準を所与としても、それを実現するための制度設計の方法は多数ある。与党修正案によって実現される、基礎控除額を所得水準により変動させる方式は、課税最低限の水準を高く設定しつつも税の累進構造を維持させるという意義はあるが、所得税の仕組みとして複雑で分かりづらい。

附帯決議に定められた理念である「最低限の生活保障」を確保しつつ「再分配機能を強化する」方法としては、例えば、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の人的控除につき、所得控除から税額控除や「給付つき税額控除」に改める方法が考えられる。

政府および各政党には、近年中の抜本的な所得税改革に向けて、あるべき課税最低限の水準および所得再分配の構造のあり方につき議論を深めることが望まれる。

【本文以上】

補論 1. 現行制度の補足解説

所得税の課税最低限とは何か

単身、または税制上の扶養親族がない給与所得者の場合、所得税の課税最低限は「基礎控除＋給与所得控除の最低額」によって算出される¹⁶。現行制度では、基礎控除額が48万円（本人の合計所得金額2,400万円以下の場合）、給与所得控除の最低額が55万円であるため、課税最低限が103万円となっている。

基礎控除の趣旨は、最低限の生活費に相当する部分については課税対象外とすることで最低限の所得を保障することにある。現行制度の基礎控除の所得控除額は、以下の参考図表1のように設定され、所得が高い者については逡減・消失する仕組みとなっている。

参考図表1：現行の基礎控除の所得控除額

条件	所得税	住民税
本人の合計所得金額が2,400万円以下	48万円	43万円
本人の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円
本人の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	16万円	15万円
本人の合計所得金額が2,500万円超	控除なし（0円）	

（出所）法令より大和総研作成

給与所得控除は給与所得者に対し認められている「勤務費用の概算控除額」や「他の所得との負担調整のための控除額」としての所得計算上の控除であり、参考図表2のように定められている。

給与収入が55万円以下である場合、全額が給与所得控除となり、給与所得はゼロとなる。55万円超162.5万円以下である場合の控除額55万円が最低保証額として設定され、給与所得が162.5万円超850万円以下の範囲は給与収入に応じて控除額が逡増するが、給与収入が850万円超である場合は、控除額は上限の195万円となっている。

参考図表2：現行の給与所得控除の所得控除額（速算表）

収入金額	給与所得控除額
55万円以下	全額
55万円超 162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

（注）給与収入が660万円未満の場合は、所得税法別表第5によって計算するため、上記の速算表による控除額とは若干の違いが生じる。

（出所）法令より大和総研作成

¹⁶ このほか、社会保険料や生命保険料などの支払いがある場合などは、所得控除によって課税最低限が上がるが、これらの有無や金額は人によって異なるため、本レポートでは「課税最低限」の算出にこれらを考慮しない。

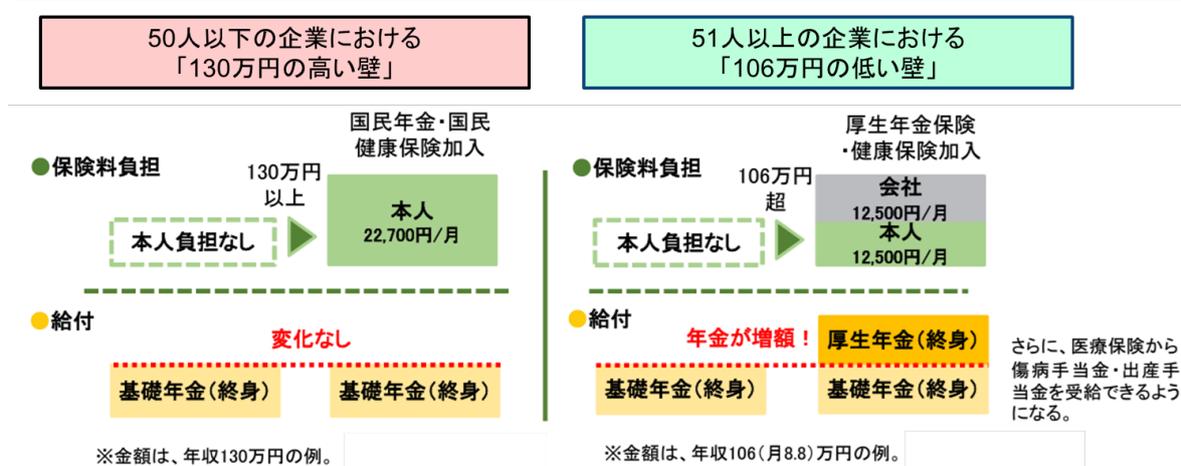
被扶養配偶者は社会保険の「106万円の壁」または「130万円の壁」に直面

被扶養配偶者が51人以上の企業で、週20時間以上かつ月給8.8万円以上働いた場合、被扶養配偶者から外れ、厚生年金および健康保険に加入して社会保険料を負担することとなる。月給8.8万円が年収換算で106万円に相当するため、「106万円の壁」と呼ばれている。被扶養配偶者と比べて、将来の社会保障給付は拡充されるものの、目先の手取り収入は減少する。

「106万円の壁」は社会保障給付が拡充されるメリットもある「低い壁」だが、目先の手取り収入の減少というデメリットもある。被扶養配偶者が厚生年金および健康保険に加入するか否かを選択する局面となったとき、約半数の者は就業調整を行い、厚生年金や健康保険への加入を回避している現状にある¹⁷。

被扶養配偶者が50人以下の企業で働く場合、現状では（週30時間以上働かない限り）厚生年金および健康保険に加入することはない。しかし、年収が130万円を超えた場合¹⁸は、厚生年金および健康保険において被扶養配偶者から外れ、国民年金第1号被保険者および国民健康保険の被保険者となり、国民年金保険料および国民健康保険料を負担することとなる。この場合、給付の拡充もなく、かつ、本人負担の保険料も厚生年金および健康保険に加入する場合よりも多くなるため、年収130万円は「高い壁」となり、年収130万円を超えないよう就業調整を行う強い動機となっている。

参考図表3：被扶養配偶者における社会保険の「106万円の壁」と「130万円の壁」



(注) 年金局資料を抜粋し、「50人以下の～」および「51人以上の～」の見出しを付記した。

(出所) 厚生労働省 年金局「女性の就労の制約と指摘される制度等について（いわゆる『年収の壁』等）」（2023年9月21日、第7回社会保障審議会年金部会、資料2）を一部加工

¹⁷ 前掲脚注14レポート参照。

¹⁸ ここでは、60歳未満かつ障害者でない場合の「130万円」の基準について述べている。

補論 2. 与党修正案の補足解説

課税最低限引上げは基礎控除引上げと給与所得控除の最低保障額引上げの組み合わせ

与党修正案では、課税最低限を現行の 103 万円から 57 万円引き上げて、160 万円とすることが示された。引上げ額 57 万円の内訳は、基礎控除が 47 万円、給与所得控除の最低保障額が 10 万円である。

基礎控除は、一律に 47 万円引き上げるのではなく、合計所得金額に応じて引き上げ額を逡減させる仕組みとなっている。また、合計所得金額 132 万円超 655 万円以下の引上げ分については一部が 2 年限りの時限措置となっており、2027 年以後の基礎控除額は 58 万円としている。

参考図表 4：修正与党案の基礎控除の所得控除額

合計所得金額	所得税の基礎控除額	備考
132 万円以下	48 万円⇒95 万円	2027 年以後は 58 万円 (時限措置)
132 万円超 336 万円以下	48 万円⇒88 万円	
336 万円超 489 万円以下	48 万円⇒68 万円	
489 万円超 655 万円以下	48 万円⇒63 万円	
655 万円超 2,350 万円以下	48 万円⇒58 万円	
2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円【現状維持】	
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円【現状維持】	
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円【現状維持】	
2,500 万円超	控除なし【現状維持】	

(注) 赤字が現行制度からの変更点。

(出所) 法令、法案、大綱より大和総研作成

給与所得控除については、最低保障額が現状の 55 万円から 65 万円に引き上げられる。年収 190 万円超の者の給与所得控除額の計算式は現状維持となるため、現行と比べて給与所得控除額が拡大され減税効果が発現するのは、年収 190 万円以下の者のみとなる。

参考図表 5：与党修正案の給与所得控除の所得控除額（速算表）

収入金額	給与所得控除額
65 万円以下	全額
65 万円超 190 万円以下	65 万円
190 万円超 360 万円以下	収入金額×30%+8 万円【現状維持】
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%+44 万円【現状維持】
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%+110 万円【現状維持】
850 万円超	195 万円【現状維持】

(注 1) 給与収入が 660 万円未満の場合は、所得税法別表第 5 によって計算するため、上記の速算表による控除額とは若干の違いが生じることとなると考えられる。

(注 2) 赤字が現行制度からの変更点。

(出所) 法令、法案、大綱より大和総研作成

以上の課税最低限の引上げは、2025年分の所得税から適用される。ただ、2025年分の所得税についてはすべて年末調整で対応され、源泉徴収での対応は2026年1月以後に支払われる給与や公的年金等から開始されるとされている。

住民税の基礎控除引上げは行われず

与党修正案による基礎控除の引上げは所得税のみであり、住民税の基礎控除の引上げは行われない。大綱では、その理由につき「地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案」(p.5)したものとされている。

一般的に、同程度の減税規模で所得税と住民税ともに課税最低限を引き上げる場合と所得税のみを引き上げる場合を比較すると、所得税のみ課税最低限を引き上げる方が、低所得者の減税額が減り、比較的所得が高い者の減税額が増える¹⁹。このため、単純な基礎控除の課税最低限の引上げであれば、所得税のみの課税最低限を引き上げると低所得者に相対的に厳しい税制改正となる。

これまで、地域社会の会費としての性格から、住民税は所得税より各種の所得控除額が少なく、課税最低限が低く設定されてきた。1970年から1995年までにかけては、所得税よりも住民税の方がより頻繁に基礎控除が引き上げられており、所得税の基礎控除が引き上げられた際にはその同年度または翌年度²⁰に必ず住民税の基礎控除は引き上げられてきた。これは、所得税よりも住民税の方がより所得の低い者から課税されるので、所得税よりも細やかなインフレ調整が必要であったためと考えられる。

もっとも、住民税の課税最低限を大幅に引き上げると、住民税非課税世帯が大幅に増加し、住民税非課税世帯を対象にしている医療・介護・子育てなどの各種福祉的給付の対象者が大幅に増えるなど、税収だけでなく歳出にも大きな影響を及ぼす。

この点、与党修正案では、所得税で基礎控除額を低所得者につき大幅に引き上げる代わりに、所得に応じて基礎控除額の引き上げ幅を逡減させる仕組みとする一方、住民税の基礎控除を据え置いたことで、減税額につき低所得者への配慮をしつつ、歳出全体への波及を抑えたものとなっている。

特定扶養控除の要件緩和

与党修正案では、特定扶養控除の要件緩和も行う。現行制度では、被扶養者(19歳以上23歳未満の親族等、主に学生)の年収の上限(扶養基準)が103万円に設定されているが、これが150万円(合計所得金額85万円)に引き上げられる。つまり、学生(被扶養者)の収入が150万

¹⁹ 是枝俊悟・平石隆太・山口茜「課税最低限『103万円の壁』引上げによる家計と財政への影響試算(第3版)」(大和総研レポート、2024年12月4日)を参照。

²⁰ 所得税が当年の所得に対して課税されるのに対し、住民税は前年の所得に対して課税される。このため、ある年に生じた所得から税制改正する場合、住民税の改正が適用されるのは所得税改正の翌年度からとなる。

円までであれば、親（扶養者）は満額（所得税 63 万円、住民税 45 万円）の控除を受けられる。

また、現行制度では被扶養者の年収が 103 万円を超えると扶養者の控除額がゼロになってしまう。与党修正案では、新たに被扶養者の年収が 150 万円を超えても、すぐに控除額がゼロになるのではなく、控除額が逡減・消失する制度の導入が示された（特定親族特別控除）。控除額の逡減・消失を示す階段は、現行の配偶者特別控除を模して設定されたと思われる（参考図表 6）。

現行制度では、特定扶養控除の対象となっている学生につき、年収が 103 万円を超えないよう就業調整を行う動機が存在するが、与党修正案では税制面では就業調整を行う必要のない仕組みとなっている。

大綱時点では、税制面での「壁」はなくなっても、年収 130 万円を超えると学生本人に社会保険料負担が生じ、手取りが急減する「社会保険の壁」は残り、学生の就業調整の「壁」は 103 万円から 130 万円に移動するとみられていた²¹。しかし、その後、厚生労働省より学生につき健康保険の扶養でいられる年収の上限を 130 万円から 150 万円まで引き上げる方針が示されている。

税制改正と社会保険制度の改正によって、学生の就業調整の「壁」は 103 万円から 150 万円に移動することとなる。

参考図表 6：特定親族特別控除の控除額一覧

被扶養者（主に学生）の所得		扶養者（親）の控除額	
合計所得金額	給与収入のみの場合の年収	所得税	住民税
58 万円以下	123 万円以下	63 万円	45 万円
58 万円超 85 万円以下	123 万円超 150 万円以下		
～90 万円以下	～155 万円以下		
～95 万円以下	～160 万円以下	61 万円	
～100 万円以下	～165 万円以下	51 万円	
～105 万円以下	～170 万円以下		41 万円
～110 万円以下	～175 万円以下		31 万円
～115 万円以下	～180 万円以下		21 万円
～120 万円以下	～185 万円以下		11 万円
～123 万円以下	～188 万円以下		6 万円
123 万円超	188 万円超		3 万円
		控除なし（0 円）	

（出所）法案より大和総研作成

企業の配偶者手当による「壁」は 103 万円から 123 万円に移動

配偶者を扶養する納税者は「配偶者控除」として、原則、所得税 38 万円、住民税 33 万円の所得控除を受けられる。配偶者控除を受けられる被扶養者の年収の上限（扶養基準）も、給与収入ベースで年 103 万円であり、現行法上、所得税の課税最低限の 103 万円と同額となっている。ただし、給与収入ベースで年収 103 万円を超えても、同 150 万円までは「配偶者特別控除」として、配偶者控除と同額の所得控除を受けられる。また同 150 万円を超えても、控除額が段階的に

²¹ 詳細は、是枝俊悟・山口茜「[学生の『103 万円の壁』撤廃による就業調整解消は実現可能で経済効果も大きい](#)」（大和総研レポート、2024 年 11 月 11 日）を参照。

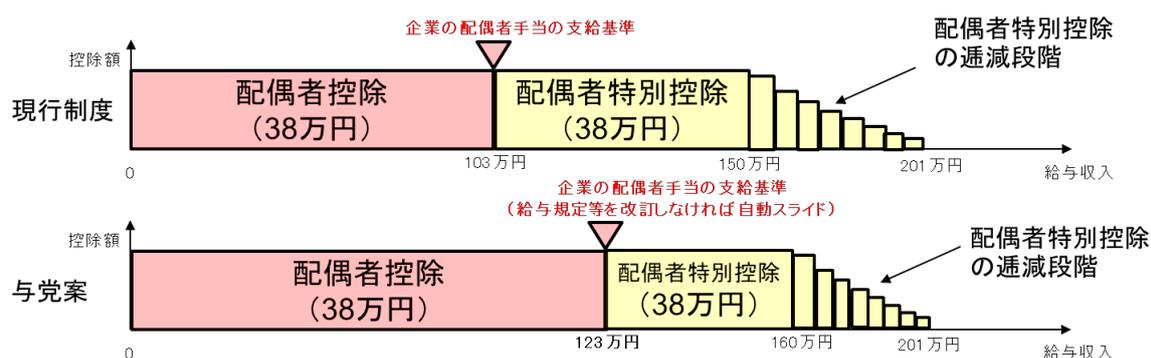
縮小する仕組みがあるため、税制面では手取りの逆転現象は生じない²²。

もともと、日本の企業のうち約 2 割は税制上の配偶者控除の適用を条件に「配偶者手当」を支給している²³。年収 103 万円を超えることで配偶者手当が支給されなくなることが手取りの逆転現象を生み、就業調整の一因となっている。

大綱では、配偶者控除の適用対象となる年収につき、給与収入換算で 103 万円から 123 万円に引き上げることが示された（修正与党案でも 123 万円が変わらない）。これにより、配偶者控除の適用を条件に「配偶者手当」を支給している企業では、特に給与規定等を改定しなければ、配偶者手当の支給基準も 103 万円から 123 万円にスライドすることになると考えられる。

また、厚生労働省は配偶者手当を廃止・縮小し、基本給や家族手当などに振り替えることを企業に呼び掛けている²⁴。2025 年度税制改正を機に、企業が配偶者手当の支給そのものを見直すことが見込まれる。

参考図表 7：配偶者控除・配偶者特別控除の改正案と配偶者手当への影響



(注) 税法上の配偶者手当を基準に配偶者手当を支給している企業の場合。控除額は所得税の金額。
(出所) 法令および大綱より大和総研作成

配偶者手当のない世帯の被扶養配偶者の「壁」は実質変更なし

配偶者手当が支給されない世帯の被扶養配偶者にとって、就業調整をもたらすものは「社会保険の壁」である。

被扶養配偶者が短時間労働をする場合、勤め先の企業規模により、月給 8.8 万円以上（年収換算で 106 万円相当以上）または年収 130 万円を超えると、社会保険料負担の発生で手取り収入が減少することがある。これらは、「106 万円の壁」や「130 万円の壁」とされ就業調整の動機となっている（現行制度の詳細は補論 1 を参照）。

厚生労働省に設置された社会保障審議会年金部会が 2024 年 12 月 25 日に「議論の整理²⁵」を

²² かつては、配偶者控除の対象年収を超えた際に税制面で手取りの逆転現象が生じたが、1987 年に配偶者特別控除が創設されたことにより、税制面の手取りの逆転現象は解消された。

²³ 人事院「令和 6 年職種別民間給与実態調査」（50 人以上の企業を対象とした調査）による。

²⁴ 厚生労働省「[企業の配偶者手当の在り方の検討](#)」を参照。

²⁵ 社会保障審議会年金部会「[社会保障審議会年金部会における議論の整理](#)」（2024 年 12 月 25 日）

とりまとめた。「議論の整理」では、短時間労働者の社会保険の加入要件のうち、51人以上の企業規模要件および月給8.8万円以上（年収106万円相当以上）の賃金要件につき、それぞれ「撤廃する方向で概ね意見が一致した」としている。この「議論の整理」をもとに、2025年の通常国会に改正法案を提出する見通しであり、2025年2月28日に厚生労働省が公明党に提示した資料によると、賃金要件の撤廃は法改正後3年以内の政令指定日（2028年頃）、企業規模要件の撤廃は2027年10月から2035年10月にかけて段階的に実施することとしている。

賃金要件と企業規模要件が撤廃されると、学生を除けば、社会保険に加入する条件は労働時間が週20時間以上であることに収斂される。現行制度では、週20時間以上の労働であっても、企業規模や時給によっては社会保険料負担の有無が異なっており、労働時間が変わらなくても時給の上昇によって社会保険料が発生し、手取りが減少することがある。改正案では、社会保険料負担の発生は労働時間が「20時間の壁」を超えるとときにほぼ限られ、時給の上昇によって社会保険料が発生し手取りが減少するケースは生じにくくなる²⁶。

短時間労働者が週20時間働いたときの年収は時給にもよるが、概ね106～130万円程度であり、「106万円の壁」や「130万円の壁」が「20時間の壁」に収斂されることによる就業への影響は軽微と考えられる。すなわち、「配偶者手当のない世帯の被扶養配偶者」にとっては、制度改正による働き方の変化はあまり生じないであろう。

【補論以上】

²⁶ 週20時間未満労働のまま年収が130万円を超えることとなった場合などは、社会保険料負担によって手取りが減少する可能性がある。